

鬼北町新エネルギー機器等設置費補助金交付要綱

平成27年7月30日

告示第66号

(趣旨)

第1条 この告示は、町民の環境保全意識の高揚を図るとともに、地球温暖化防止を推進するため、新エネルギー機器等を設置する者に対し、予算の範囲内で鬼北町新エネルギー機器等設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新エネルギー機器等 家庭用燃料電池システム及び家庭用リチウムイオン蓄電池システムをいう。
- (2) 燃料電池 国が実施する民生用燃料電池導入補助事業における補助対象機器のうち、住宅に設置するものをいう。
- (3) 蓄電池 国が実施する定置用リチウムイオン蓄電池導入補助事業における補助対象機器のうち、住宅に設置するものをいう。
- (4) 対象システム 燃料電池システム及び蓄電池システムで、一般に販売されている未使用のものをいう。
- (5) 住宅 主に居住を目的とした建物又は小規模店舗等を併設した居住を目的とした建物をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、町内に対象システムのいずれかを購入し、設置する者で、当該各号に定める要件を満たすものとする。

(1) 燃料電池システム

ア 自ら居住する町内の一戸建て住宅に燃料電池システムを設置する者又は建売住宅供給者等から自ら居住するために町内の燃料電池システム付住宅を購入する者であること。

イ 町税等を滞納していないこと。

ウ 電気事業者と電力受給契約書又は電力系統連系に関する覚書を締結すること。

(2) 蓄電池システム

ア 自ら居住する町内の一戸建て住宅に蓄電池システムを設置する者又は建売住宅供給者等から自ら居住するために町内の蓄電池システム付住宅を購入する者であること。

イ 町税等を滞納していないこと。

2 対象システムに対する補助金の交付は、1世帯において、燃料電池システム、蓄電池システムそれぞれ1回限りとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象システム設置費から国の補助金等の収入額を控除した額又は10万円のいずれか低い額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象システム設置工事の着工前又は、対象システム付住宅購入前に鬼北町新エネルギー機器等設置費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類等を添付して、町長に提出しなければならない。

(交付の決定及び補助金額の決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付の可否を決定したときは、申請者に鬼北町新エネルギー機器等設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(補助事業の変更等)

第7条 前条の規定による交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付申請内容を変更しようとするとき又は対象システム設置若しくは対象システム付の住宅の購入を中止しようとする場合は、鬼北町新エネルギー機器等設置費補助金交付変更（中止）申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して1月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、鬼北町新エネルギー機器等設置費補助金実績報告書（様式第4号）に必要な書類等を添付して、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付額の確定)

第9条 町長は、前条に規定する書類を受理した場合は、内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付額を確定し、鬼北町新エネルギー機器等設置費補助金交付額確定通知書（様式第5号）により速やかに補助事業者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第10条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、鬼北町新エネルギー機器等設置費補助金請求書（様式第6号）による補助事業者の請求に基づき、補助金を交付する。

(処分の制限)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けた対象システムを法定耐用年数の期限内において、廃棄、売却等により処分しようとするときはあらかじめ、喪失した場合は速やかに鬼北町新エネルギー機器等処分承認申請書（様式第7号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による処分の承認申請があった時は、その内容を審査し、鬼北町新エネルギー機器等処分承認決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 補助金をその他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(協力)

第13条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて対象システムに関する情報の提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年8月1日から施行する。

